

第7節 特殊乗車券類の様式

(クーポン乗車券類の様式)

第222条 普通乗車券は、次の様式のものとするところがある。

表

7.3cm	東 普通乗車券 ORDINARY TICKET	
	東京都区内 → 下 関 TOKYO CITY ZONE → SHIMONOSEKI	
	経由 (東海・山陽) Via (Tokaido & Sanyo Line)	
	発売日共 Good for	7 日間 有効 days
	発行日 Date of issue	¥ 何 円 No. 0111

1.0cm

12.0cm

小
児
断
線

裏

<p style="text-align: center;">東京都区内の東日本旅客鉄道会社線各駅から乗車できますが、これらの各駅では途中下車はできません</p> <p style="text-align: center;">Available from any station within Tokyo City Zone, but no stopover allowed within the zone.</p>	
--	--

2 急行券、特別車両券、寝台券及び座席指定券は、前項に規定する様式を準用することがある。

(特殊共通券の様式)

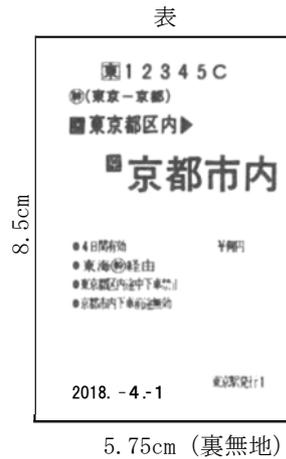
第 222 条の 2 特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急行券、特別乗車券（急行・特別乗車券(A)を含む。）、寝台券（急行・寝台券を含む。）、座席指定券（急行・座席指定券を含む。）又は別に定める乗車券類として発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりする。

(1) 常備式

イ 定期乗車券用



ロ イ以外の乗車券類用

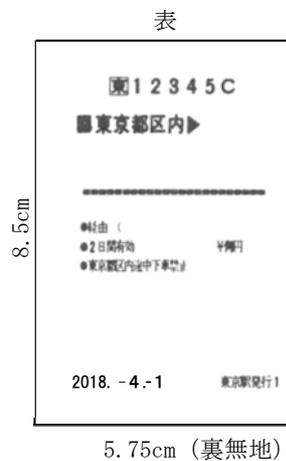


(2) 記入式

イ 定期乗車券用



ロ イ以外の乗車券類用



備考 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に表示する。

(特殊指定共通券の様式)

第 223 条 特殊指定共通券は、普通乗車券、普通回数乗車券（第 4 種に限る。）、定期乗車券（第 6 種に限る。）、団体乗車券（第 2 種及び第 5 種に限る。）、指定券（急行・指定席特別乗車券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以

下この条において同じ。)、自由席特急券、特定特急券、普通急行券若しくは別に定める乗車券類又は普通乗車券と指定券として発売するものとし、その様式は、次のとおりとする。

(1) 第1種

表

○			○
○		№ 027-0034	○
○		乗車券有効期間 記事	○
○		間	○
○		▼	○
○		額 取 額	○
○		内 駅	○
○			○
○		発行	○

13.9cm

裏

(ご 案 内)

	(1) 「特急券」、「グリーン券」、「寝台券」、「指定席券」、「バス指定券」、「シユクハク券」等と表示されている場合は、それぞれ指定された列車、バス又は宿泊施設に限り有効です。	
○	(2) 「指定券」と表示されているときは、特急券と同時にご使用ください。また、「指定券(G)」と表示されているときはグリーン車用です。特急券・グリーン券と同時にご使用ください。	○
○	(3) 片道の乗車区間の営業キロが100km以内の場合及び大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合の乗車券は、途中駅で下車したときは、前途は無効です。	○
○	(4) 東京都区内、東京山手線内又は市内制度が適用されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社兼各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車された場合は、前途は無効となります。	○
○	(5) 立席特急券では、着席できません。	○
○	(6) 列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどしできません。	○
○	(7) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ日の同じ区間について、他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。	○

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に、普通乗車券の場合は「乗車券」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示するほか、小児に対して乗車券類を発行した場合は「(小)」と表示する。
- (2) 乗車区間又は有効区間は、第2行目の左方に、かたかなによって表示する。
- (3) 指定券の場合の指定内容は、第2行目の右方に表示する。
- (4) 記事欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(2) 第2種

表

○			○
○		№ 016-0254	○
○		大人 小児 計(名) 備考	○
○		有効期間	○
○			○
○		額 取 額	○
○		記 事	○
○			○
○		発行	○

17.78cm

裏

(ご 案 内)

- (1) 「特急券」、「グリーン券」、「寝台券」、「指定席券」、「バス指定券」、「シニクハク券」等と表示されている場合は、それぞれ指定された列車、バス又は宿泊施設に限り有効です。
- (2) 「指定券」と表示されているときは、特急券と同時にご使用ください。また、「指定券(G)」と表示されているときはグリーン車用です。特急券・グリーン券と同時にご使用ください。
- (3) 片道の乗車区間の営業キロが100km以内の場合及び大都市近郊区内の各駅相互間を乗車される場合の普通乗車券は、途中駅で下車したときは、前途無効です。
- (4) 東京都区内、東京山手線内又は市内制度が適用されているときは、その区間内にある旅客鉄道会社各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。
- (5) 「立席特急券」では、着席できません。
- (6) 「団体乗車券」と表示されている場合は、別紙の行程表又は席番表と同時にご使用ください。
- (7) 列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどきできません。
- (8) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ日の同じ区間について、他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、太わく内の第1行目の左欄に、普通乗車券の場合は「乗車券※※※」、「乗車券(ユキ)※※※」又は「乗車券(レンゾク)※※※」、団体乗車券の場合は「団体乗車券(B小口普通)」、指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。
- (2) 乗車区間又は有効区間は、太わく内の第2行目の左欄に、かたかなによって「トウキョウトクナイ→オオサカシナイ」又は「トウキョウ→シンオオサカ」の例により表示する。
- (3) 有効期間は、当該欄に、「何月何日カラ何日間」の例により表示する。
- (4) 指定券の場合の指定内容は、太わく内の第3行目の左欄に、「何月何日ひかり何号何時何分発何号車何番何席」の例により表示する。
- (5) 団体乗車券の場合は、別表第2号に定める行程表又は席番表に必要事項を表示して添付する。
- (6) 備考欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(3) 第3種

表

乗車券	No. 027-0034 乗車券有効期間 記事
日 間	
月 日	号 (便)
▼	
内	号 車 番 座 (段)
價 取 額	乗 急
発行	

6.7cm

13.9cm

裏

(ご 案 内)	
(1) 「トッキュウケン」、「グリーンケン」、「シンダイケン」又は「シテイセキケン」と表示されている場合は、それぞれ指定された列車に限り有効です。	
(2) 「シテイケン」と表示されているときは、特急券又は特急券・グリーン券と同時にご使用ください。	
(3) 片道の乗車区間の営業キロが100km以内の場合及び大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合の乗車券は、途中駅で下車したときは、前途は無効です。	
(4) 東京都区内、東京山手線内又は市内制度が適用されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車された場合は、前途は無効となります。	
(5) 「リッセキトッキュウケン」では、着席できません。	
(6) 列車が指定された特急券等は、当該列車に乗り遅れた場合は、払いもどしできません。	
(7) 指定された列車に乗り遅れた場合は、指定された列車と同じ日の同じ区間について、他の列車の普通車自由席に限り、乗車できます。	

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に、指定席特急券の場合は「トッキュウケン」の例により、かたかなによって表示するほか、小児に対して乗車券類を発行した場合は「ーコードモー」と表示する。
- (2) 乗車区間又は有効区間は、第2行目の左方に、かたかなによって表示する。
- (3) 指定券の指定内容は、第2行目の右方に表示する。
- (4) 普通乗車券と他の乗車券類とを1葉で発行した場合は、第1行目の左方に「0」を付して、「0トッキュウケン」の例により表示する。
- (5) 記事欄には、誤取消防止符号として、算用数字を表示する。

(4) 第4種

表

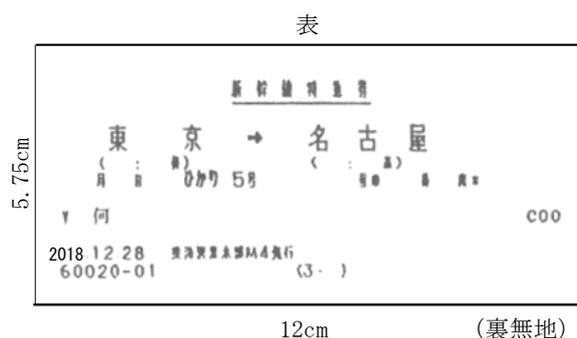
乗 車 券 (片)	
区東京都区内 → 区名古屋市内	
期 間	
月 日から 3日間有効	何
乗車区間の営業キロが100km以内の場合及び大都市近郊区間内の各駅相互間を乗車される場合	
2018.12.28	東海旅客鉄道株式会社発行
50019-01 (3-夕)	COO 第1

5.75cm

8.5cm (裏無地)

- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に普通乗車券の場合は「乗車券」、普通急行券の場合は「急行券」の例により表示する。
- (2) 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。
- (3) この様式は必要に応じ変更することがある。

(5) 第5種



- 備考 (1) 乗車券類の種類は、第1行目に指定席特急券の場合は「特急券」の例により表示する。
- (2) 小児用の乗車券類に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。
- (3) この様式は必要に応じ変更することがある。

(6) 第6種



- 備考 (1) 定期乗車券の種類は、第1行目に通勤定期乗車券の場合は「通勤定期」の例により表示する。
- (2) 小児用の定期乗車券に対する記号は、上部余白に表示し、割引、後払及び免税等の取扱いに対する記号は下部余白に印字する。
- (3) この様式は必要に応じ変更することがある。